

学童保育室サポート保育利用に伴う 説明内容の確認と同意について

私は、次の項目について確認し、及び同意しました。

(確認事項)

↓確認した項目に申請者がチェックしてください。（*対象外の項目は不要）

- 今回の手続は支援の対象となるかどうかの審査を行うことを希望するもので、この手続とは別に、学童保育室への入室手続が必要であること。
- 要する支援の程度が重く、学童保育室における支援の中では安全に支援を行うことができず、専門機関での療育などが必要と判断された場合、利用できない可能性があること。
- 申請対象の年度の4月1日から通年で入室する必要があること。期間ごとの利用や、年度途中の入室の予約のための制度ではないこと。
- (転入予定の場合) 申請対象の年度の4月1日時点で島本町に住民票を移して居住し、学童保育室へ入室できる状態とならなかった場合、審査の結果、支援の対象となっても入室ができなくなること。
- この制度には定員があり、同時に申し込まれた方の状態などにより、定員に入ることができないことがあること。
- この制度には年に1回の見直しがあり、児童の状態によっては、年度途中で支援が終了することがあること。
- 児童の状態把握のための様子確認に参加する必要があること。
- 提出した資料が不十分である場合、提出を受けた範囲の情報で判断することとなるため、審査に影響があること。

(同意事項)

↓同意する項目に申請者がチェックしてください。

- 児童の状態把握及び審査に必要な情報の収集のため、私の世帯及び対象の児童に対する島本町からの支援状況などについて、町関係部局や関係保育施設間で情報のやりとりを行うこと。

島本町教育委員会教育長 様

令和 年 月 日

住 所

氏 名

児童名

続 柄 児童の